

番 号 : 19a01089

国 名 : ベトナム

担当部署 : 評価部

件 名 : 空港・港湾案件の効果発現/案件立ち上げに関するプロセスの評価 (プロジェクト
評価/運輸交通)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : プロジェクト評価/運輸交通
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : その他

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2020年2月中旬から2021年1月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 2.40M/M、現地 3.03M/M、合計 5.43M/M
- (3) 業務日数 :
 - ・ 第1次 国内準備 13日、現地業務 35日
 - ・ 第2次 国内準備 10日、現地業務 28日
 - ・ 第3次 国内準備 10日、現地業務 28日
 - ・ 事後整理 15日

* 本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月29日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について> 調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き) (https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月14日(金)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 24点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等

①類似業務の経験	35点
②対象国又は同類似地域での業務経験	7点
③語学力	14点
④その他学位、資格等	14点
	(計100点)

類似業務：	事業評価（特にプロセス分析）、及び運輸交通に係る各種業務
対象国／類似地域：	ベトナム／全途上国
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等
特になし

(2) 必要予防接種
特になし

6. 業務の背景

JICA では、国民への説明責任及び今後の類似事業への教訓・改善の抽出を目的とした事後評価を行い、評価結果を公表している。

現在の事後評価においては、指標に基づいた事業の効果（アウトカム）の確認が中心となっており、効果の発現に至った、もしくは至らなかったプロセスは詳細には確認しきれておらず、成功・失敗要因の分析も必ずしも十分であるとはいえない面がある。それを踏まえ、事業の効果（アウトカム）のみならず、事業のプロセスに着目し、分析・強化を図るべく、有用な教訓等が得られると想定される案件を選定し、「効果発現のプロセスの確認・分析」に焦点を当てた評価¹を行ってきている。

2015年4月に事業完了した「カイメップ・チャーバイ国際港開発事業（I）(II)」(以下、「カイメップ・チャーバイ案件」)は、事業完了前から、同港の稼働率が低調であった点が懸念されていたため、稼働率向上に向け、関係者から先方政府に対し、働きかけ等を行ってきていた。カイメップ・チャーバイ案件は2018年度の事後評価（外部事後評価）の対象となったが、事後評価を行った結果、懸念されていた稼働率等も改善がみられ、良好な評価結果が得られた。右状況を踏まえ、カイメップ・チャーバイ案件を担当していた日本及びベトナム側の関係者への聞き取り等を通じ、当初の懸念を克服し稼働率等の改善に至ったプロセスの分析・検証を行うことで、今後実施予定である同様の港湾整備事業への教訓が得られると考えられる。

また、現在実施中である「ラックフェン国際港建設事業」(以下、「ラックフェン案件」)は、日越両国の戦略的パートナーシップの下に、両国首脳間のリーダーシップにより決定・実施された、日越間で円借款を活用した初めての官民連携案件である。そのため、ラックフェン案件の立ち上げにあたり、日本及びベトナム側の官民双方の関係者が如何に協議・調整を進め、案件が成立に至ったか、また実施段階での双方の努力の過程を記録・分析しておくことにより、今後の類似案件の立ち上げ時に活用しうる有用な教訓が得られると考えられる。

¹ 本評価は、進行中のプログラム（事業）の活動と運営を評価するいわゆる「プロセス評価」とは異なり、事後的な視点から、効果がどのようにして発現をしたのかを当時の実施プロセスに着目し、分析・評価することを目的としている。

これらの背景を踏まえ、本業務では、カイメップ・チーバイ案件については、2018年度事後評価結果を踏まえ、本事業の成果が如何に発現に至ったかに関するプロセスを、当時の事業関係者や既存の資料及び実査を通じ、確認・分析の上、因果関係の解明を試みる。更に、ラックフェン案件については、円借款を活用した初めての官民連携案件として立ち上がった点に着目し、同立ち上げに至るプロセスについて、同様に当時の事業関係者や既存の資料及び実査を通じ、確認・分析の上、因果関係の解明を試みる。

さらに、2019年度事後評価対象案件となっている、「ノイバイ国際空港第二旅客ターミナルビル建設事業(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」、「ニャットン橋建設事業(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」、「ノイバイ国際空港-ニャットン橋間連絡道路建設事業(Ⅰ)(Ⅱ)」(以下、「ノイバイ空港関連案件」)は、3案件で総事業費約1,770億円を投入し、市内までのアクセスが20分以上短縮(半減)され、市内の渋滞緩和も実現するなど大きな成果を出している案件である。その成功要因を検証するには、①プロセス分析、②3案件実施による相乗効果、③3案件が仮にセットとして実施されなかった際に発生し得た機会損失の確認を行う必要がある。現在実施中の事後評価では、今後のプロセス分析に向けた基礎情報及び留意点等(以後、「基礎情報等」)を取りまとめる予定(初稿は2020年6月上旬提出予定)であるが、同基礎情報等を踏まえ、上述①～③についての追加調査・情報収集を行う必要がある。

以上を踏まえ、今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的として、本件業務を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、以下を踏まえつつ、対象事業について、効果及びインパクトの発現に至るプロセスで起きている事業内部の力学や運営管理上の事柄に焦点を当てた検証を行うために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

- プロセスの確認・分析に係る方針を作成する際は、後述の参考資料に示した「簡易プロジェクト・エスノグラフィー作成ハンドブック」を参照のこと。
- 本業務は、JICA 評価部が設置している「事後評価における質の向上検討会」(以下、「検討会」)から実施方針・内容及び実施結果等について技術的な助言を得ることとしており、本業務従事者は、調査内容等について適宜「検討会」への報告が求められることがある。なお、「検討会」は評価部が本業務従事者と相談の上で開催時期を決定し、企画・主催する。
- 全体の分析方針とともに、分析の視点・ポイント及びその調査方法をプロポーザルにて提示すること。
- 本業務では計3回の現地調査を予定しているが、第一次現地調査では、主にカイメップ・チーバイ案件において、評価5項目に沿って実施された事後評価の結果確認および効果発現プロセスの分析・確認を、第二次現地調査では、主にラックフェン国際港建設事業を対象に、円借款を活用した初の官民連携案件の成立に至った過程の記録並びに分析に必要な調査(及び必要に応じ他案件に係る補足調査)を、第三次現地調査では、主にノイバイ空港関連案件を対象に、現在、実施中の事後評価にてまとめられた「基礎情報等」を踏まえ、効果発現に至るプロセスの分析・確認に係る調査(及び必要に応じ他案件に係る補足調査)を行うことを想定している。
- 本業務の分析結果は、類似の開発課題の解決に向け取り組む開発協力実務者にとって有益な知見となることが期待されるため、世界銀行や UNDP など国際開発コミュニティによるナレッジのプラットフォームである Global Delivery Initiative (GDI)への情報共有を目的に、GDI の既定に則った Delivery Notes (案)として再整理することを想定している。

具体的担当事項は次のとおりとする。以下に示す業務の内容について、効率的・効果的に業務を実施するために必要な調査方法・手順等を、国内準備作業・現地調査及び国内分析毎に、具体的にプロポーザルで提案すること。

(1) 第一次国内準備期間 (2020年2月中旬～2020年3月下旬)

ア. 本事業の概要の整理・分析

既存の文献・報告書等(事業事前評価表、審査調書、PSR、PCR、事後評価報告書等)をレビューし、また、当時の日本人専門家、JICA関係者等へのインタビューを踏まえ、対象3事業の実績及び立ち上げに係る経緯等を整理・分析する。

イ. 現地説明用資料の作成

上記ア.を踏まえて、現地調査計画(調査団の構成、全体スケジュール、分析概要)等を記載した実施機関向け資料(現地説明用資料)を作成し、JICAの承認を得る。なお、現地説明用資料については、JICAが契約締結後にひな形を提示するので、同ひな型をもとに作成すること。

ウ. カイメップ・チャーバイ案件に関する効果発現プロセスの確認・分析の方針(案)の作成

効果発現プロセスの確認・分析を行うために、カイメップ・チャーバイ案件に関する現地調査計画及び分析方針(案)を作成する。

エ. カイメップ・チャーバイ案件に関する分析方針の確定

上記ウ.の効果発現プロセスの確認・分析方針(案)に関して、JICA評価部による確認後、評価部を通じて、関係部署(ベトナム事務所、東南アジア・大洋州部、インフラ技術業務部等)への確認・コメント、及び「検討会」への確認・コメント取り付けを行う。各コメントに基づき分析方針(案)を修正し、分析方針を確定する。

オ. カイメップ・チャーバイ案件に関する国内情報収集・整理

上記エ.の分析方針に基づいて、国内で収集可能なデータを整理し、分析する。国内関係者へのヒアリングを実施する。

カ. カイメップ・チャーバイ案件に関する質問票の作成

上記オ.の分析方針に基づき、相手国関係者を選定(セグメンテーション含む)した上でグループごとに質問票を作成する。質問票については、基本的に第一次現地調査の10営業日前までにJICAベトナム事務所に提出し、JICAベトナム事務所名で実施機関に質問票を送付する。

なお、留意点として、インタビュー調査、質問票による情報収集(及び、要すれば現地調査補助員等による情報収集)の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を実施機関に送らないようにすること。また、質問票の品質管理(英文またはその他言語のチェックを含む)は、受注者側の責任で行う。

キ. 現地調査関連ロジの手配に関する事前準備

今後実施予定の現地調査(計3回を想定)にて必要となる、車両借上げ、現地調査補助員・通訳の手配に関する事前準備を行う。

(2) 第一次現地業務期間 (2020年4月上旬～2020年4月下旬)

(主に、カイメップ・チャーバイ案件に関する調査の実施を想定)

ア. 現地調査関連ロジの手配

今後実施予定の現地調査にて必要となる、車両借上げ、現地調査補助員／通訳の手配を行う。

イ. 実施機関等への現地調査計画の説明・確認

上記の現地説明用資料および分析方針を用いて、現地調査計画および当該案件の調査方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価におけるプロセス分析の概要を説明する。

ウ. 質問票、受益者調査等を用いた情報収集・整理

業務従事者は現地調査計画を含む現地説明用資料および分析方針に沿って、文献・資料収集、事業サイト実査（関係者へのインタビュー含む）、相手国関係機関への質問票に基づくヒアリング、その実施が想定される場合には受益者調査を行い、効果発現のプロセスの確認・分析を行う。

エ. 現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告

暫定的な分析の方向性につき、（相手国関係機関や）JICA ベトナム事務所等との間で第一次現地調査中に協議を行い、今後の分析方針について概ね合意を得る。

(3) 第二次国内準備期間（2020年5月上旬～2020年6月中旬）

ア. 国内情報収集・整理

カイメップ・チーバイ案件に関する効果発現プロセスの確認・分析に関し、必要に応じて国内関係者及びTV会議等を通じた現地関係者へのヒアリングを実施する。

イ. カイメップ・チーバイ案件に関する効果発現プロセスの分析

国内作業、現地調査結果を総合的に分析し、カイメップ・チーバイ案件に関する暫定的な分析結果を検討するとともに、不足情報があれば、その洗い出しを行う。また、暫定的な分析結果について必要に応じ JICA 評価部を通じて「検討会」からのコメントを取り付ける。

ウ. ラックフェン案件に関する案件立ち上げプロセスの確認・分析の方針（案）の作成

案件立ち上げプロセスの確認・分析を行うために、ラックフェン案件に関する現地調査計画及び分析方針（案）を作成する。

エ. ラックフェン案件に関する国内情報収集・整理

上述ウ. の分析方針に基づいて、国内で収集可能なデータを整理し、分析する。必要に応じ、国内関係者へのヒアリングを実施する。

オ. ラックフェン案件に関する分析方針の確定

上記ウ. により作成した案件立ち上げプロセスの確認・分析方針（案）に関して、JICA 評価部による確認後、評価部を通じて関係部署（ベトナム事務所、東南アジア・大洋州部、インフラ技術業務部等）への確認・コメント、及び「検討会」への確認・コメント取り付けを行う。各コメントに基づき分析方針（案）を修正し、分析方針を確定する。

カ. ラックフェン案件に関する質問票の作成

上記オ. の分析方針に基づき、相手国関係者を選定（セグメンテーション含む）した上でグループごとに質問票を作成する。質問票については、基本的に第二次現地調査の10営業日前までに JICA ベトナム事務所に提出し、JICA ベトナム事務所名で実施機関に質問票を送付する。

なお、留意点として、インタビュー調査、質問票による情報収集（及び、要すれば現地調査補助員等による情報収集）の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を実施機関に送らないようにすること。また、質問票の品質管理（英文またはその他言語のチェックを含む）は、受注者側の責任で行う。

(4) 第二次現地業務期間（2020年6月中旬～2020年7月上旬）

（主に、ラックフェン案件に関する調査の実施を想定）

ア. 実施機関等への現地調査計画の説明・確認

作成済の現地説明用資料、及び上記の分析方針等を用いて、現地調査計画および当該案件の調査方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICAが提供する既存資料を用いてJICAの事後評価におけるプロセス分析の概要を説明する。

イ. 質問票、受益者調査等を用いた情報収集・整理

業務従事者は現地調査計画を含む現地説明用資料および分析方針に沿って、文献・資料収集、事業サイト実査（関係者へのインタビュー含む）、相手国関係機関への質問票に基づくヒアリング、その実施が想定される場合には受益者調査を行い、立ち上げプロセスの確認・分析を行う。

ウ. 現地調査結果のJICAベトナム事務所等への報告

暫定的な分析の方向性につき、（相手国関係機関や）JICAベトナム事務所等との間で第二次現地調査中に協議を行い、今後の分析方針について概ね合意を得る。

(5) 第三次国内準備期間（2020年7月上旬～2020年8月中旬）

ア. 国内情報収集・整理

ラックフェン案件に関する案件立ち上げプロセスの確認・分析に関し、必要に応じて国内関係者及びTV会議等を通じた現地関係者へのヒアリングを実施する。

イ. ラックフェン案件の立ち上げプロセスの分析

国内作業、現地調査結果を総合的に分析し、ラックフェン案件の立ち上げに関する暫定的な分析結果を検討するとともに、不足情報があれば、その洗い出しを行う。また、暫定的な分析結果について必要に応じJICA評価部を通じて「検討会」からのコメントを取り付ける。

ウ. ノイバイ空港関連案件の効果発現プロセスに関する国内情報収集・整理

ノイバイ空港関連案件の効果発現プロセスに関する分析を行うにあたり、現在、実施中の事後評価にてとりまとめ予定である「基礎情報等」をもとに、国内で収集可能なデータを整理し、分析する。必要に応じ、国内関係者へのヒアリングを実施する。

エ. ノイバイ空港関連案件の効果発現プロセスの確認・分析を行うために、現地調査計画及び分析方針（案）を作成する。

オ. ノイバイ空港関連案件に関する分析方針の確定

上記エ.により作成した案件の効果発現プロセスの確認・分析方針（案）に関して、JICA評価部による確認後、評価部を通じて、関係部署（ベトナム事務所、東南アジア・大洋州部、インフラ技術業務部等）への確認・コメント、及び「検討会」への確認・コメント取り付けを行う。各コメントに基づき分析方針（案）を修正し、分析方針を確定する。

カ. ノイバイ空港関連案件に関する質問票の作成

上記オ.の分析方針に基づき、相手国関係者を選定（セグメンテーション含む）した上でグループごとに質問票を作成する。質問票については、基本的に第二次現地調査の10営業日前までにJICAベトナム事務所に提出し、JICAベトナム事務所名で実施機関に質問票を送付する。

なお、留意点として、インタビュー調査、質問票による情報収集（及び、要すれば現地調査補助員等による情報収集）の役割分担を明確にした上で、不必要に多い質問を実施機関に送らないようにすること。また、質問票の品質管理（英文またはその他言

語のチェックを含む)は、受注者側の責任で行う。

キ. カイメップ・チーバイ案件の効果発現プロセスの確認・分析結果報告書(案)の提出・確定

カイメップ・チーバイ案件のプロセスの分析結果報告書(案)を作成・提出する。その後、同案に対し、JICA 評価部による確認後、評価部を通じて関係部署(ベトナム事務所、東南アジア・大洋州部、インフラ技術業務部等)への確認・コメント、及び「検討会」への確認・コメント取り付けを行う。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。上記の工程を踏まえ、プロセスの分析結果報告書を確定する。

(6) 第三次現地業務期間(2020年8月中旬~2020年9月中旬)

(主に、ノイバイ空港関連案件に関する調査の実施を想定)

ア. 実施機関等への現地調査計画の説明・確認

作成済の現地説明用資料、及び上記の分析方針等を用いて、現地調査計画および当該案件の調査方針を実施機関(必要に応じて相手国関係機関)に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICA が提供する既存資料を用いて JICA の事後評価におけるプロセス分析の概要を説明する。

イ. 質問票、受益者調査等を用いた情報収集・整理

業務従事者は現地調査計画を含む現地説明用資料および分析方針に沿って、文献・資料収集、事業サイト実査(関係者へのインタビュー含む)、相手国関係機関への質問票に基づくヒアリング、その実施が想定される場合には受益者調査を行い、効果発現プロセスの確認・分析を行う。

ウ. 現地調査結果の JICA ベトナム事務所等への報告

暫定的な分析の方向性につき、(相手国関係機関や) JICA ベトナム事務所等との間で第1次現地調査中に協議を行い、今後の分析方針について概ね合意を得る。

(7) 事後整理期間(2020年9月中旬~2020年10月下旬)

ア. 国内情報収集・整理

ノイバイ空港関連案件に関する効果発現プロセスの確認・分析に関し、必要に応じて国内関係者及び TV 会議等を通じた現地関係者へのヒアリングを実施する。

イ. ノイバイ空港関係案件の効果発現プロセスの分析

国内作業、現地調査結果を総合的に分析し、ノイバイ空港関連案件の成果発現に関する暫定的な分析結果を検討するとともに、不足情報があれば、その洗い出しを行う。また、暫定的な分析結果について必要に応じ JICA 評価部を通じて「検討会」からのコメントを取り付ける。

ウ. ラックフェン案件の立ち上げプロセスの確認・分析結果報告書(案)の提出・確定

ラックフェン案件の立ち上げ分析結果報告書(案)を作成・提出する。その後、同案に対し JICA 評価部による確認後、評価部を通じて関係部署(ベトナム事務所、東南アジア・大洋州部、インフラ技術業務部等)への確認・コメント、及び「検討会」への確認・コメント取り付けを行う。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。上記の工程を踏まえ、プロセスの分析結果報告書を確定する。

エ. ノイバイ空港関連案件の効果発現プロセスの確認・分析結果報告書(案)の提出・確定

ノイバイ空港関連案件の効果発現プロセスの分析結果報告書(案)を作成・提出する。その後、同案に対し、JICA 評価部による確認後、評価部を通じて、関係部署(ベトナム事務所、東南アジア・大洋州部、インフラ技術業務部等)への確認・コメント、及

び「検討会」への確認・コメント取り付けを行う。確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。上記の工程を踏まえ、プロセスの分析結果報告書を確定する。

オ. Delivery Note の作成

確定した各案件（計 3 件）の報告書の内容を世界銀行や UNDP など国際開発コミュニティによるナレッジのプラットフォームである Global Delivery Initiative (GDI) への情報共有を目的に、GDI の既定に則った Delivery Notes (案) として再整理する。

カ. 実施機関フィードバック

確定した 3 案件の報告書を英訳し、上記オ. にて作成した Delivery Notes (案) と併せて JICA を通じて実施機関からのコメント取り付けを行う。英文の報告書 (案) に対する実施機関等からのコメントの取り付けには最低 10 営業日程度を要する。実施機関等から確認のあった内容やコメントに対し、回答や対応を行う。上記の工程を踏まえ、報告書 (和文・英文) を確定する。

8. 成果品等

(1) 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

ア. 現地調査説明用資料

イ. カイメップ・チーバイ案件の効果発現分析方針（第 1 次調査前）

ウ. ラックフェン案件の立ち上げ分析方針（第 2 次調査前）

エ. ノイバイ空港案件の効果発現分析方針（第 3 次調査前）

オ. カイメップ・チーバイ案件の効果発現プロセスの確認・分析結果報告書

カ. ラックフェン案件の立ち上げプロセス分析の確認・分析結果報告書

キ. ノイバイ空港関連案件の効果発現プロセスの確認・分析結果報告書

ク. Delivery Note (案)

ケ. 収集資料

(2) 契約における最終成果品

最終成果品として、各案件に係る効果発現、もしくは立ち上げ分析に関する確認分析報告書最終版 (和文・英文) を、電子データを保存した CD-ROM のみを提出する (製本版の作成・提出は不要)。提出期限、提出部数、および記載事項は、以下に定めるとおり。

		提出期限	言語・部数	記載事項
ア	効果発現もしくは立ち上げ分析に関する確認・分析結果報告書	2020 年 12 月 25 日	和文・英文をまとめて 1 部とし、CD-ROM 3 部。ワード版はメール送付可。	効果発現もしくは案件立ち上げプロセスの確認・分析結果報告書最終版 (和文・英文) を電子データとしたもの。ワードファイル版も含む。

* なお、上述報告書受領後に、別途 JICA にて上述報告書をベトナム語に翻訳予定。

(3) 英文版報告書の作成時における留意点

英文版報告書の作成にあたっては、国際的に通用する記述・表現内容とすること (ネイティブスピーカーの校閲等を行うこと)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」 (<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願

います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。航空経路は、成田（日本）－（ハノイ／ホーチミン）－成田を標準とします。

(2) 一般業務費

本件業務は、外部評価としての公平性担保の観点から、以下の一般業務費を含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上してください。

ア. 特殊傭人費：

4,200円×100日＝420,000円（現地調査補助員）

イ. 旅費交通費：

50,000円（往復）×3回＝150,000円（ハノイ⇄ホーチミン間の航空賃）

ウ. 車両借上費：

単価13,200円×77日＝1,016,400円（業務従事者、現地調査補助員）

エ. 通信・運搬費：

2,100円×26日＝54,600円（通信費）

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

ア. 現地調査日程

現地調査期間は上述のとおり3回を予定しています。現地M/M、国内M/M、渡航回数は2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。ただし、業務の円滑な実施が担保される場合は、時期及び期間の調整は可能です。また同じく、総業務量の範囲内で、現地M/Mと国内M/Mの業務量の調整を提案することは可能です。

イ. 現地調査補助員の備上

本業務においては、現地調査補助員（ローカルコンサルタント）を備上することとします（業務量の目途は上述「9. 見積書作成に係る留意点（2）一般業務費」のとおり）。想定している人材は大卒10～20年程度の経験を有し、JICAや他ドナー業務の経験者であることが望ましい。現地調査補助員の業務工程、内容については、プロポーザルにおいて明示してください。

ウ. 便宜供与内容

- 本業務におけるJICAベトナム事務所からの便宜供与事項、外部評価としての公平性担保の観点から、以下のとおりです。ただし、現地における宿舍手配、車両借上げ、現地調査補助員／通訳の備上等については、手配先にかかる情報提供、側面支援が可能ですので、契約後ご相談ください。

（ア） 空港送迎：なし

（イ） 宿舍手配：なし

（ウ） 車両借上げ：なし

（エ） 現地調査補助員／通訳備上：なし

（オ） 執務スペースの提供：なし

- 実施機関等相手国関係機関やJICA事務所に対する面談や会議の手配については、業務開始後にJICAが提供するコンタクトリストを基に、原則、本業務従事者もしくは現地調査補助員が行います。

(2) 参考資料

ア. 公開資料

(ア) 事前評価表

- ・ カイメップ・チーバイ案件
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2004_VNXII-2_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_VN12-P2_1_s.pdf
- ・ ラックフェン案件
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_VN10-P4_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_VN10-P3_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_VN15-P3_1_s.pdf
- ・ ノイバイ空港関係案件
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_VNXVII-6_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_VN11-P6_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_VNXVII-7_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_VNXVII-7_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2010_VN10-P5_1_s.pdf
 - https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_VN12-P8_1_s.pdf

(イ) プロセス分析

- ・ 簡易プロジェクト・エスノグラフィー作成ハンドブック
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00001zf034-att/ethnography_handbook.pdf
- ・ 「デリー高速輸送システム建設事業」(インド) プロジェクト・エスノグラフィー
和文 : https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00001zf034-att/analysis_ja_02.pdf
英文 : https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00001zf034-att/analysis_en_01.pdf
- ・ 「マンムナイ橋梁建設計画」(スリランカ) プロセスの分析
和文 : https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/ku57pq00001zf034-att/analysis_srilanka_01_ja.pdf

(ウ) Delivery Note

- ・ 「デリー高速輸送システム建設事業」
<http://www.globaldeliveryinitiative.org/library/case-studies/delhi-metro-effective-project-management-indian-public-sector>
- ・ 「マンムナイ橋梁建設計画」
<http://www.globaldeliveryinitiative.org/library/case-studies/effective-skill-transfer-culturally-diverse-environment-constructing-manmunai>

イ. 配布資料

本業務に関する以下の資料を JICA 評価部事業評価第一課 (TEL: 03-5226-6473) にて配布します。JICA からの配付資料については、受領した社等は他者と共有することなく閲覧後直ちに廃棄することが求められます。また当該資料の受領をもってこの旨を宣誓したものと見なします。

【案件関連資料】

- ・ 2018 年度 外部事後評価報告書 円借款「カイメップ・チーバイ国際港開発事業

(I) (II)」

ウ. 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

a) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

b) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③ 個人情報

本業務により作成される評価報告書は、JICA のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、JICA の個人情報の保護に関する実施細則（平成 17 年細則（総）11 号）等に基づく取り扱いとなる

④ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務をの趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

⑤ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上